

## 平成28年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年3月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉地域生涯学習センター第1会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は33名

1番 小林 敏生 (欠席)	20番 羽野 勝己
2番 松尾 彰	21番 伊藤 猛
3番 田中 諭	22番 田子森 博美
4番 山崎 信	23番 櫻木 キクエ
5番 後藤 干城	24番 原田 俊昭 (欠席)
6番 櫻木 和雄	25番 石井 隆壽
7番 井上 良夫	26番 西川 幸男 (欠席)
8番 窪山 茂隆	27番 穴見 義夫
9番 田中 眞知子	28番 宮本 保孝
10番 釜堀 豊	29番 井手 峯勝
11番 徳永 辰雄	30番 大隈 弘子
12番 高着 土良	31番 森 洋
13番 矢野 忠徳	32番 和佐野 光晴
14番 古川 ますみ	33番 徳田 清則
15番 田中 学 (欠席)	34番 日吉 慶一
16番 鶴川 昌洋	35番 小嶋 嘉則
17番 大山 源次	36番 才田 正晴
18番 樋口 博幸	37番 森部 賢一
19番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森部 賢一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 篠原 崇浩

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	岩切 範宏
係長	高岩 浩司
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	河辺 義弘
事務吏員	篠原 崇浩

( 開会 13:30 )

## 7. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
本日は、1番小林敏生委員、15番田中学委員、24番原田俊昭委員、26番西川幸男委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は33名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に17番大山源次委員、18番樋口博幸委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。  
それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (高岩) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2頁まで計9件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 3頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 事務局 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と本日欠席の24番原田委員にお願いしたいと思います。  
議 長 2番松尾委員よろしいですか。  
2番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は13番矢野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 13番 (矢野委員) 25番石井委員にお願いしたいと思います。  
議 長 25番石井委員よろしいですか。  
25番 (石井委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担

当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11番  
議長

(徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

16番  
議長

16番鶴川委員よろしいですか。

(鶴川委員) はい、了解いたしました。

それでは、審議番号3番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

議長

(河辺) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。10頁まで9件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

33番

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。別に問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長  
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

27番

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。理由は、経営拡大と労力不足及び離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長  
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

議長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

5番

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長  
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

議長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

32番

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。

(和佐野委員) 審議番号4番について説明します。理由は、経営拡大と高齢による労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議長  
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

18番

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

(樋口委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の要望と離農のためであり

ます。現在、耕作はしておりませんが、問題ないと判断しております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。  
19番 (橋本委員) 審議番号6番について説明します。理由は、経営拡大と高齢による労力不足のためであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。  
17番 (大山委員) 審議番号7番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。申請者は親家本家の関係であります。問題ないと判断しております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。  
6番 (櫻木委員) 審議番号8番について説明します。理由は、相手方の要望と離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。  
14番 (古川委員) 審議番号9番について説明します。理由は、経営拡大と労力不足のためであります。申請者は親子関係であります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。  
次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局 (河辺) 11頁をお願いいたします。議案朗読。本件は、進入路の幅員が6m未満のため、市道として認定されず、分譲区画の変更を余儀なくされたためです。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:05～14:15〉

議 長 それでは、会議を再開いたします。  
事務局 ここで、議案第5号及び第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。  
（篠原）議案第5号及び第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。（ビデオ放映）  
事務局 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。  
（篠原）12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
2 番 （松尾委員）審議番号1番について説明します。理由は、居宅が老朽化しているため、建て替えを行うものです。雨水排水は、既存の道路側溝へ流します。ご審議方よろしくをお願いします。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
事務局 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。  
（河辺）13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。14頁まで5件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
27番 （穴見委員）審議番号1番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。申請者は親子関係でもあり、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
8 番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。  
（窪山委員）審議番号2番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。申請者は親子関係です。雨水排水は、既存の道路側溝及び公共下水道に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。  
議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号3番について説明します。理由は、既存の従業委員駐車場が手狭で不足しているため、新たに整備するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。周辺に悪影響を及ぼす要因はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号5番について説明します。理由は、農作業を行うため農業用倉庫及び管理棟を建築するものです。雨水排水は、隣接する既存の道路側溝に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。  
次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。

事務局 (松尾) 15頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。28番宮本委員。

28番 (宮本委員) ありません。  
議長 36番才田委員。

36番 (才田委員) ありません。  
議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) ありません。  
議長 31番森委員。

31番 (森委員) ありません。  
議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
13番 13番矢野委員。  
議 長 (矢野委員) ありません。  
25番 25番石井委員。  
議 長 (石井委員) ありません。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
24番 24番原田委員は欠席であります。2番松尾委員。  
議 長 (松尾委員) ありません。  
32番 32番和佐野委員。  
議 長 (和佐野委員) ありません。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
26番 26番西川委員は欠席であります。25番石井委員。  
議 長 (石井委員) ありません。  
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 14:46)